



平成 24 年 11 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代表者名 代表取締役社長 田口 裕史
本店所在地 東京都昭島市松原町 3 丁目 3 番 7 号
(コード番号 7239 東証第一部)
問合せ先 取締役 野上 義之
(TEL 042-546-8112)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 30 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、自動車内装部品である自動車シートの開発から生産までを一貫して行う独立系シート・システム・サプライヤーであります。生産品の特性から、国内及び海外での対応は得意先である日系自動車メーカーの隣接地に生産拠点を設けて事業運営を行っております。

当社グループを取り巻く自動車業界は、国内においては一段の成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。一方で、新興国を中心に大きく市場は拡大していくことが期待されております。

こうした環境の中、当社グループの得意先である日系自動車メーカー各社は生き残りを賭けた新たな中長期の成長戦略を掲げ、スピードを上げたグローバルでの活動を推進しています。当社グループもこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りを賭けた正念場であると認識しております。

そこで当社は、平成 28 年度を到達年度とする次期ビジョン『Global Challenge177』を定め、「品質 No. 1」「営業利益率 7%」「世界生産シェア 7%」の 3 つの長期目標を掲げ、グローバルで生き残る競争力のある事業体質を目指し、これらの目標を達成するための諸施策を着実に実行することにより、グローバル・シート・システム・クリエーターとしての基盤を強化し、世界で存在感のある企業を目指していきたいと考えております。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による資金調達は、上述の長期目標を達成するための諸施策の一環として、アセアン地域及び中国における設備投資資金並びに英国における開発機能の拡充に向けた設備投資資金を確保することにより、新興国を中心とした海外における生産能力の増強と自己資本の拡充による更なる成長投資余力の拡大を目的としております。

本資金調達によって、グローバルな生産拠点網を拡充することで、当社グループは得意先のニーズを的確に把握し、迅速な対応が可能となる体制及び事業拡大に向けた基盤の構築を目指すとともに、財務体質を強化し、事業環境の変化への柔軟な対応と機動的な設備投資を推進できる経営体質の実現を図る所存です。長期目標の達成に向け着実に諸施策を実行していくことにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に努めてまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,020,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 12 月 11 日(火)から平成 24 年 12 月 13 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 24 年 12 月 18 日(火)から平成 24 年 12 月 20 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,180,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成 24 年 12 月 18 日(火)から平成 24 年 12 月 20 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本公募による自己株式の処分も中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 400,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 400,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 400,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間
(申 込 期 日) 平成 25 年 1 月 15 日(火)から平成 25 年 1 月 17 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 1 月 16 日(水)から平成 25 年 1 月 18 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から400,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、400,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成24年11月30日（金）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式400,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年1月16日（水）から平成25年1月18日（金）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。）を払込期日（以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	35,022,846株	(平成24年11月30日現在)
公募増資による増加株式数	1,020,000株	
公募増資後の発行済株式総数	36,042,846株	
第三者割当増資による増加株式数	400,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	36,442,846株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	2,183,074株	(平成24年10月31日現在)
自己株式の処分による減少株式数	2,180,000株	
自己株式の処分後の自己株式数	3,074株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限5,138,268,000円について、4,330,000,000円を平成27年3月期末までに当社子会社等への投融資資金に充当し、残額を平成25年2月に返済期限を迎える長期借入金の返済に充当する予定であります。なお、当該当社子会社等への投融資に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期は以下のとおりであります。

内容	金額	支出予定時期
平成25年度に稼働を開始するインドネシアにおける当社子会社PT. タチエス INDONESIAのシート組立工場建設及び生産設備設置のための設備投資資金	1,800,000,000円	平成25年3月期から平成27年3月期の間
中国及びマレーシアで今後新設する会社における設備投資資金及び運転資金	1,000,000,000円	平成25年3月期から平成26年3月期の間
当社関連会社で中国浙江省の民族系自動車会社向けシート組立会社である浙江吉俱泰汽車内装有限公司の次期車対応生産設備に係る設備投資資金及び運転資金	530,000,000円	平成25年3月期から平成27年3月期の間
タイにおけるシート組立会社である当社持分法適用関連会社タックルシーティング Thailand Co., Ltd.の収益改善を目的とした部品内製化拡大のための設備投資資金	500,000,000円	平成25年3月期から平成26年3月期の間
当社子会社であるタチエスエンジニアリングヨーロッパS. A. R. L.における英国での開発機能の強化と充実を目的とした設備投資資金	500,000,000円	平成25年3月期から平成26年3月期の間

(2) 前回調達資金の使途の変更

当社は、平成22年4月22日付取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式処分を実施し、「技術・モノづくりセンター」建設のための投資資金として1,753百万円の資金を調達しました。建設資金の総額は約28億円であり、第三者割当による自己株式処分によって調達した資金は全額当該建設資金に充当しております。従って、前回調達資金の使途の変更はございません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記4.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上を図るとともに、財務体質の強化を実現することによって、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり連結当期純利益	121.98円	268.05円	193.63円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	11.00円 (6.00円)	12.00円 (6.00円)	14.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	9.0%	4.5%	7.2%
自己資本連結当期純利益率	9.4%	18.9%	12.0%
連結純資産配当率	0.8%	0.8%	0.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分

(1)	払込期日	平成22年5月20日(木)
(2)	処分株式数	1,800,000株
(3)	処分価額	1株につき975円
(4)	処分価額の総額	1,755,000,000円
(5)	処分の方法	第三者割当による処分
(6)	処分先	ジョンソンコントロールズ株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	441円	1,002円	1,451円	1,640円
高値	1,073円	1,723円	1,668円	1,689円
安値	431円	816円	1,113円	1,200円
終値	1,018円	1,451円	1,628円	1,586円
株価収益率	8.3倍	5.4倍	8.4倍	—

- (注) 1. 平成25年3月期の株価については、平成24年11月29日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

当社は、平成22年4月22日付取締役会決議に基づき、ジョンソンコントロールズ株式会社を割当先として、第三者割当による自己株式処分を行っておりますが、その際、ジョンソンコントロールズ株式会社より、第三者割当に際して取得する株式を長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。また、当社とジョンソンコントロールズ株式会社は、第三者割当による自己株式処分の払込期日(平成22年5月20日)から2年間において、ジョンソンコントロールズ株式会社が第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結いたしました。上記2年間において、ジョンソンコントロールズ株式会社から当社に当該報告はなく、平成24年11月30日現在、大量保有報告書等による株式増減等の報告もないことから、割当先の保有方針には変更がないものと認識しております。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。